



令和5年度

南風原町職員採用候補者試験案内

【行政職】

【建築職】

【土木職】

【社会福祉士職】

【学芸員職（考古）】



令和5年度試験のポイント

- ①行政職において35歳（令和6年4月1日時点）まで受験可能です。
※ただし、一定の要件を満たす必要があります。
- ②建築職、土木職及び社会福祉士職については、昨年度と同様に教養試験はありません。

試験日（第一次試験）

令和5年9月17日（日）

試験会場

南風原町立中央公民館

※申込者数等によっては、試験会場を変更・分散する場合があります。

受付期間

令和5年7月24日（月）～令和5年8月9日（水）

午前8時30分～午後5時15分（ただし、土・日・祝日は除く）

問い合わせ先

南風原町 総務部 総務課人事行政班

電話098-889-4415

令和5年度 南風原町職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

1 試験区分・採用予定人数及び受験資格

(1) 各職種・試験区分ごとに次のような受験資格があります。

職種・試験区分		採用予定人数	受験資格
行政職	上級行政Ⅰ	若干名	ア 平成6年4月2日以後出生した者。 イ 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者、若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者、又はこれと同等以上の学力があると認められる者（注1）。 ※イの該当者は「中級行政」及び「初級行政」は受験できません。
	中級行政		ア 平成6年4月2日以後出生した者。 イ 最終学歴が学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者、若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者、又はこれと同等の資格があると認められる者（注2）。 ※イの該当者は「上級行政Ⅰ」及び「初級行政」は受験できません。
	初級行政		ア 平成6年4月2日以後出生した者。 イ 最終学歴が学校教育法に基づく高等学校を卒業した者、若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者。 ※イの該当者は「上級行政Ⅰ」及び「中級行政」は受験できません。
	上級行政Ⅱ (職務経験者)		ア 昭和63年4月2日以後出生した者。 イ 直近8年間に同一の民間企業等における職務経験が継続して5年以上ある者（注3）。
建築職	若干名	ア 昭和63年4月2日以後出生した者で、下記イ又はウに該当する者。 イ 学校教育法に基づく4年制大学を卒業し（令和6年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）、建築に関する専門課程を履修した者。 ウ 令和5年8月1日現在で、建築士（1級又は2級）若しくは建築施工管理技士（1級又は2級）のいずれかの資格を有する者。	
土木職	若干名	ア 昭和63年4月2日以後出生した者で、下記イ又はウに該当する者。 イ 学校教育法に基づく4年制大学を卒業し（令和6年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）、土木に関する専門課程を履修した者。 ウ 令和5年8月1日現在で、土木施工管理技士（1級又は2級）若しくは RCCM（機械・電気電子・廃棄物を除く）のいずれかの資格を有する者。	

社会福祉士職	若干名	ア 昭和58年4月2日以後出生した者。 イ 令和5年8月1日現在で、社会福祉士の資格を有し、直近10年以内に福祉相談業務等の職務経験が通算3年以上ある者（注4）。
学芸員職 （考古）	若干名	ア 昭和63年4月2日以後出生した者。 イ 学校教育法に基づく大学等（短期大学を含む。）で考古学に関する専攻過程を履修した者（令和6年3月31日卒業見込みの者を含む。）で学芸員資格を有する者（令和6年3月31日取得見込みの者を含む）。

※複数の試験区分への受験申込みはできません。

（注1）「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者、又は大学院への入学資格のある者で、外国において4年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

（注2）「同等の資格があると認められる者」とは、平成23年4月14日号外人事院公示第18号（人事院の認定に係る受験資格）第2項による者等で次の者を含みます。

（1）学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを卒業の要件とするものを卒業した者又は、令和6年3月31日までに卒業見込みの者。

（2）職業能力開発促進法に基づく職業能力開発大学校及び短期大学校を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者。

（注3）「直近8年間に同一の民間企業等における職務経験が継続して5年以上ある者」とは、平成27年8月1日から令和5年7月31日までの間に会社員、公務員等として、一つの企業等に週30時間以上、従事していた期間が継続（関連会社等への出向等の期間も継続とみなす）して5年以上ある者がこれにあたります。（休職、休業などで休んでいた期間は除きます。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業や、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等に基づき育児休業又は介護休業を取得していた期間は、従事していた期間に含まれます。）

（注4）「直近10年以内に福祉相談業務等の職務経験が通算3年以上ある者」とは、平成25年8月1日から令和5年7月31日までの間に企業等（公的機関含みます。）で福祉相談業務等の職務経験が通算3年以上ある者がこれにあたります。

（注1～注4共通）

受験資格確認のため、必要な書類を要求する場合があります。

（2）次のいずれかに該当する者は、受験できません。

①日本国籍を有しない者。

②地方公務員法第16条に該当する者。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

- イ 南風原町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

(3) 大学（短期大学を含む。）在学中の者の試験区分については次のとおりです。

区分		年次	1年次	2年次	3年次
		大学		初 級	初 級
短 大	3年制		初 級	初 級	
	2年制		初 級		

- ※1 試験区分の「短大」には高等専門学校及び学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを卒業の要件とするものを含みます。
- ※2 大学中退者の区分については、大学に2年以上在籍し、62単位以上の単位取得者は、中級行政職となります。

2 第一次試験

(1) 試験日時・場所及び合格者の発表

試験日時	試験会場	合格者の発表
【全職種】 行政職、建築職、土木職、社会福祉士職、学芸員職（考古） 令和5年9月17日(日) 受付時間：8:00～8:30 試験教室着席：8:40 受験時の説明：8:40～8:50 試験開始：8:55	南風原町立中央公民館 （申込者数等によっては、試験会場を変更・分散する場合があります。）	令和5年10月13日（金） 午後3時、南風原町役場告示板及び南風原町ホームページに受験番号でお知らせします。受験者に対する合格、不合格の通知はしません。又、電話での確認にも応じられません。 ※南風原町ホームページ http://www.town.haebaru.lg.jp

(注) 試験会場について

職種・試験区分の申込者数等によっては、試験会場を変更・分散する場合があります。変更・分散する場合の試験会場については、**令和5年9月1日（金）**に町ホームページでお知らせします。

(注) 第一次試験暴風時の対応について

第一次試験当日、台風が襲来し暴風警報が発令され、午前7時現在で公共交通機関のバスが運行停止した場合は、試験実施を**令和5年10月15日（日）**に延期します。

延期に関する詳細は、町ホームページでお知らせします。

(2) 試験内容と試験時間

試験科目	職種区分	試験内容
性格特性検査(注1) (8:55~9:15) 【20分】	全職種	公務員に求められる資質について、性格特性をみるための検査を行います。
事例式課題 論文試験 (9:30~10:30) 【60分】	建築職 土木職 社会福祉士職	与えられた状況設定に対し、問題点や原因、解決策について述べる筆記試験を行います。
教養試験 (9:30~10:45) 【75分】	上級行政Ⅱ (職務経験者)	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、言語能力・論理的思考力についての筆記試験を行います。
教養試験 (9:30~11:30) 【120分】	上級行政Ⅰ 中級行政 初級行政 学芸員職(考古)	公務員としての必要な一般教養についての筆記試験を職種区分ごとに行います。

(注1) 第二次試験の資料として使用します。

3 第一次試験受験申込書の窓口交付及び申込方法

(1) 受験申込書の交付期間等について

令和5年7月24日(月)～令和5年8月9日(水)

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

南風原町役場3階 総務部総務課窓口

ホームページからダウンロードすることができます。この場合、A4版の白色普通紙(コピー用紙)に黒色一色のインクで印刷してください。

(2) 申込書受付の期間

令和5年7月24日(月)～令和5年8月9日(水)

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 申込方法

① 受験申込書に必要事項を記入の上、写真を貼り付けて以下のとおり申し込んでください。

【直接持参の場合】

受験申込書を南風原町役場3階 総務部総務課窓口へ提出してください。

【郵送の場合】

受験票に返信先を記載した官製はがき(切手63円相当の額面が印刷されている

もの)を貼り付け、封筒の表に「受験申込」と朱書きした上で下記の郵送先に簡易書留郵便で送付してください。

※郵送での提出は、令和5年8月9日(水)の消印のあるものまで受付します。

○郵送先 〒901-1195 南風原町字兼城686番地
南風原町 総務部 総務課宛

② 受験申込書及び受験票の記載事項に不備がある場合、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負いません。受験手続には十分注意してください。

③ 受験申込書を受け付けた後の受験票の交付等について

ア 窓口へ提出した方については直接お渡しします。

イ 郵送の場合、**令和5年8月17日(木)**までに受験票が本人に届かない時は、総務課人事行政班へご連絡ください。

※試験当日はこの受験票がないと受験できません。必ずお持ちください。

④ 提出を受けた受験申込書は返却できません。

4 第二次試験

※この項は第一次試験の日程に変更がない場合の予定を記載しています。

(1) 試験等日時及び場所

日時：令和5年11月中を予定

詳細については、第一次試験合格発表時にお知らせします。

※最終合格者の発表は、令和5年12月中を予定しています。

(2) 試験内容

試験区分	科目	試験内容
行政職 学芸員職	事例式課題 論文試験	与えられた状況設定に対し、問題点や原因、解決策について述べる筆記試験を行います。
全職種	口述試験等	プレゼンテーション試験及び個別面接
	健康診断	町所定の様式により、医療機関等において検査した診断書の提出を求め、職務遂行に必要な健康度を有するか確認します。

5 職務内容

町長部局、教育委員会等において各々の業務に従事します。

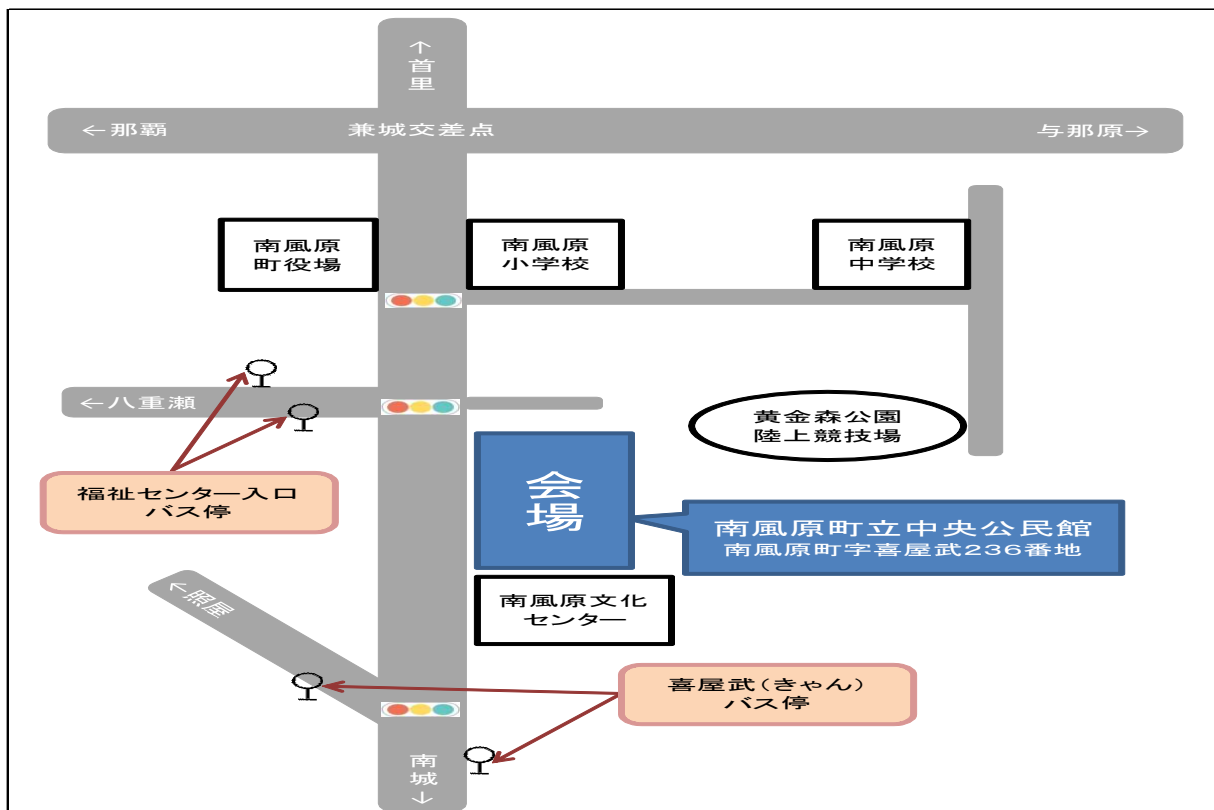
6 採用候補者名簿への搭載及び採用等について

(1) 最終合格者は、職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から採用者を決定します。

- (2) 最終合格者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する者等の数を考慮して決定します。よって採用数を上回る合格者となり、合格しても採用にならない場合があります。
- (3) 採用候補者名簿の登載有効期限は、原則として名簿登載の日から1年間です。
- (4) 卒業見込みの者で、令和6年3月31日までに卒業ができない者は採用される資格を失います。また、記入事項の不正及び資格免許が確認出来ない場合は、採用されないことがあります。

- (1) 試験当日は、HBの鉛筆及びプラスチック消しゴムを必ず持参してください。
- (2) 試験中はスマートフォンなどの携帯電話、電子機器・電子通信機器等（例：電子辞書、スマートウォッチ、タブレット端末）の使用は禁止します。シャツ等へのポケットに入れることも禁止します。電源を切りカバン等に保管してください。
- (3) 試験会場はクーラーが稼働しています。温度調整が難しく冷えすぎる場合もありますので、必要な方は、適宜上着を着用してください。

試験会場略図



【駐車場について】

試験会場の駐車場は、駐車台数に限りがありますのであらかじめご了承ください。会場周辺での違法駐車がないようお願いします。